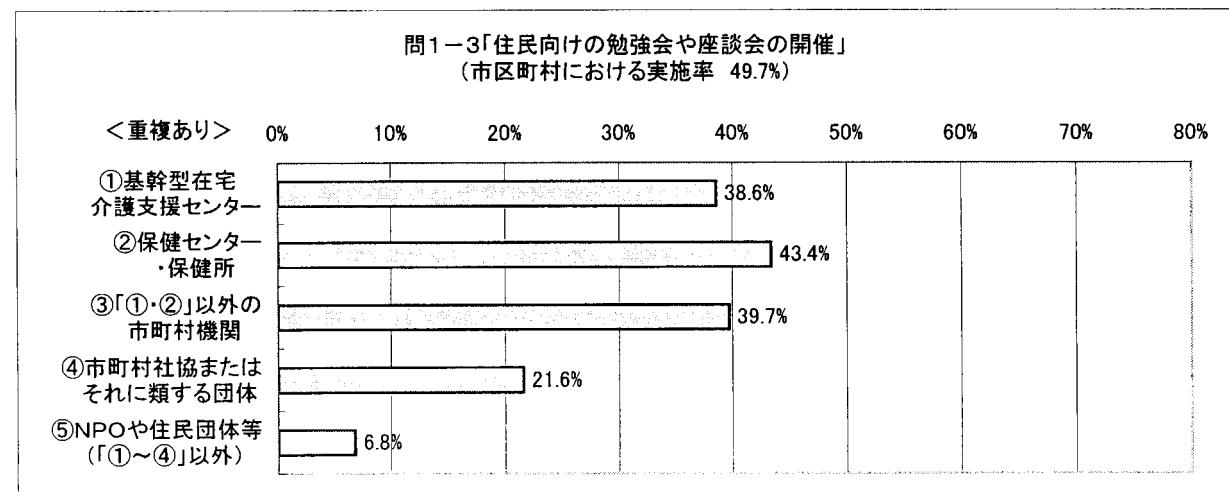
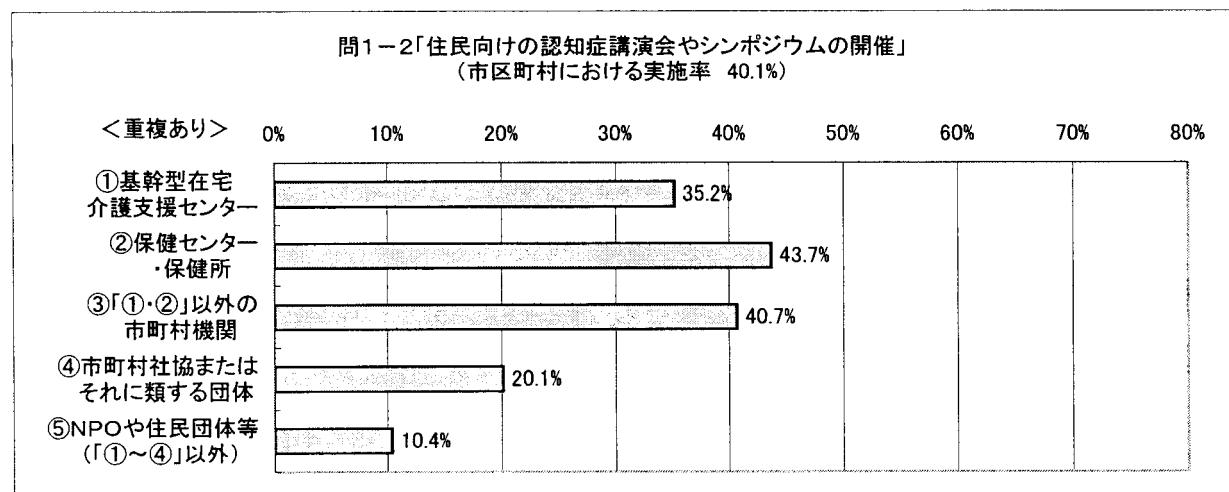
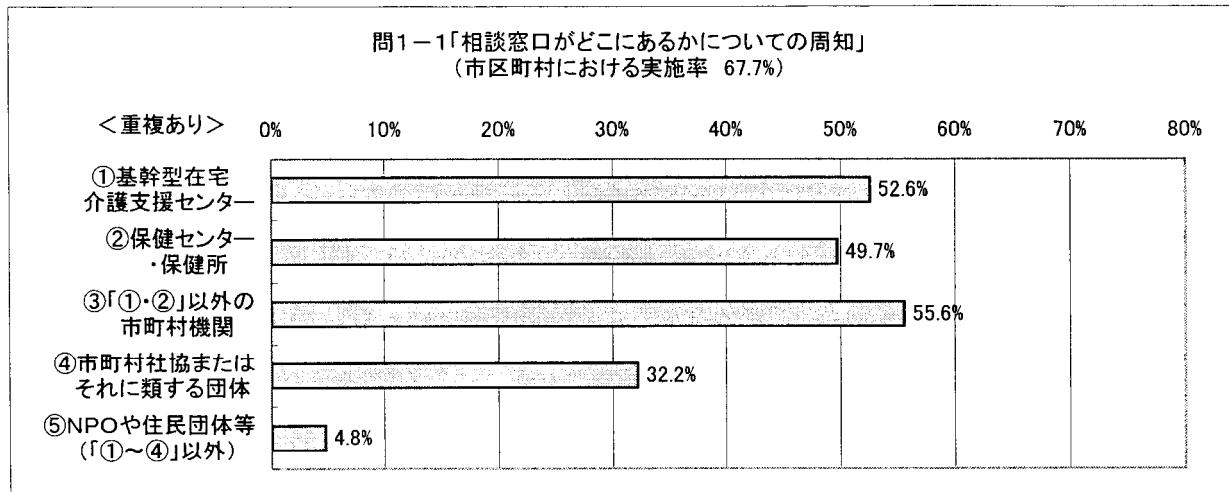
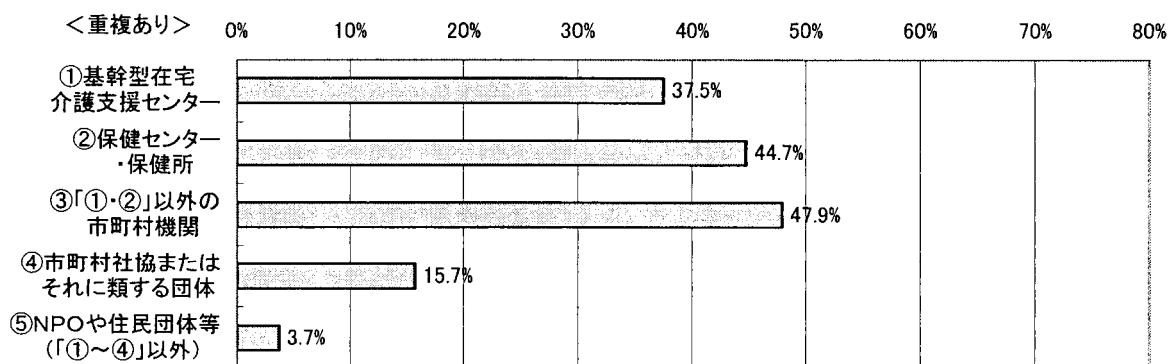


(図2) 個別項目ごとの実施主体別実施率(複数回答)

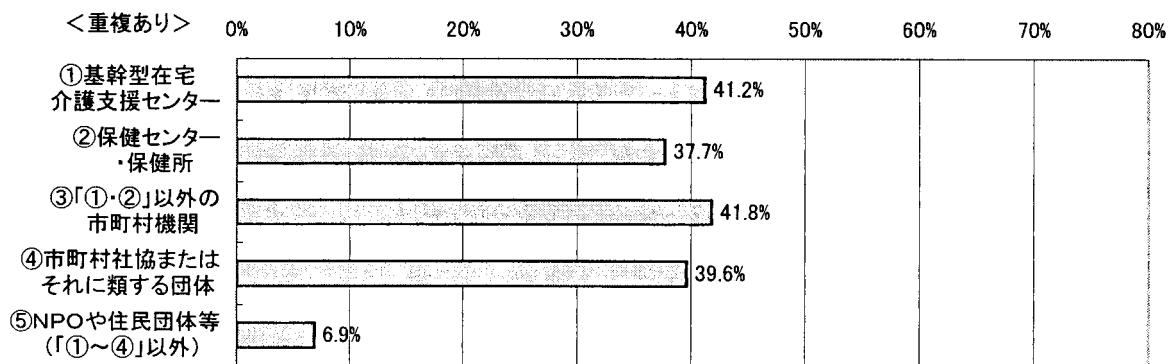


(注) 「実施主体別実施率」=実施主体ごとの実施数÷実施市区町村数×100

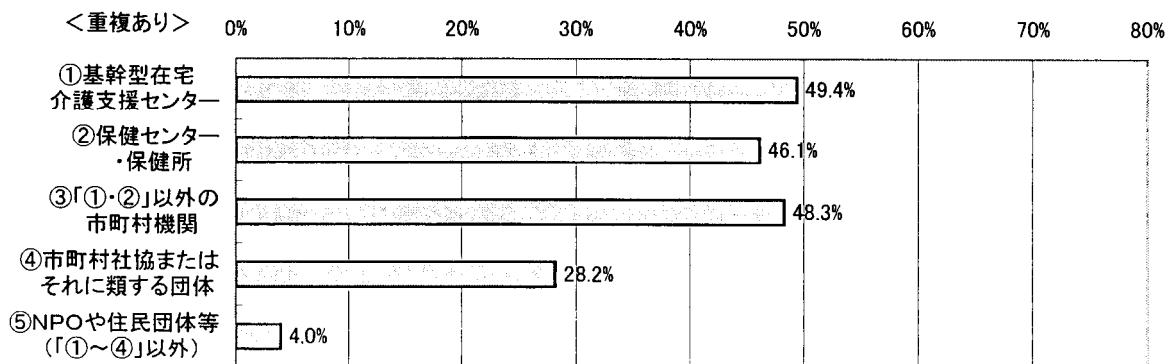
問1-4「認知症に関するパンフレットの作成、配布」
(市区町村における実施率 43.0%)



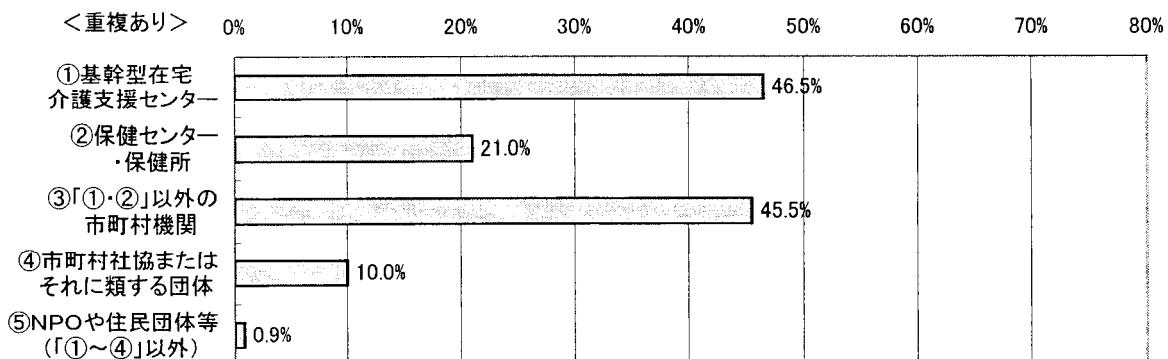
問1-5「呆け老人を抱える家族の会への支援・協力」
(市区町村における実施率 35.9%)



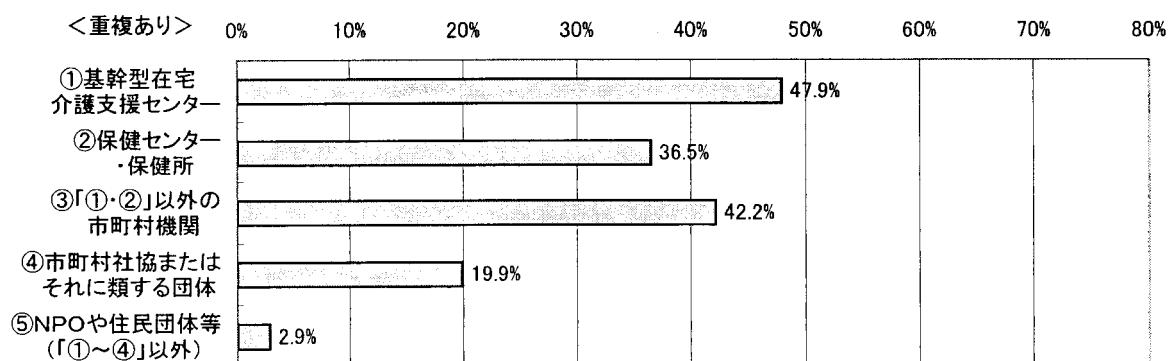
問2-1「認知症相談窓口の設置」
(市区町村における実施率 59.2%)



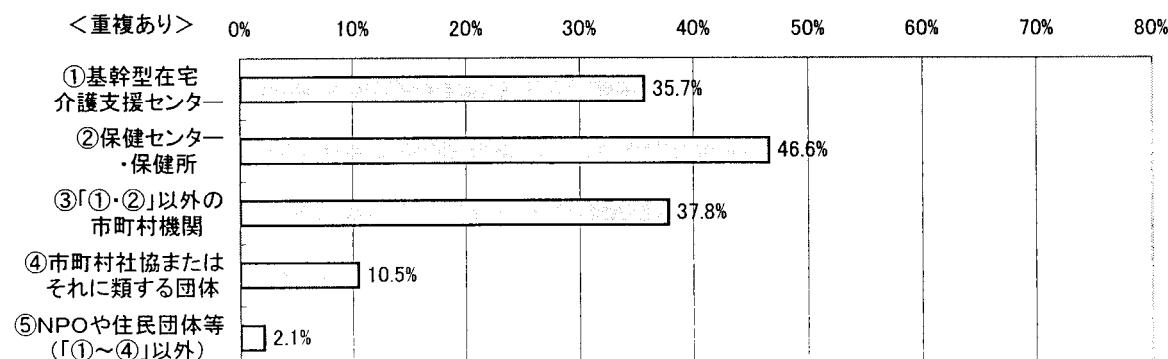
問2-2「地域型在宅介護支援センター等に対する認知症相談窓口の設置に関する指導・助言」
 (市区町村における実施率 36.1%)



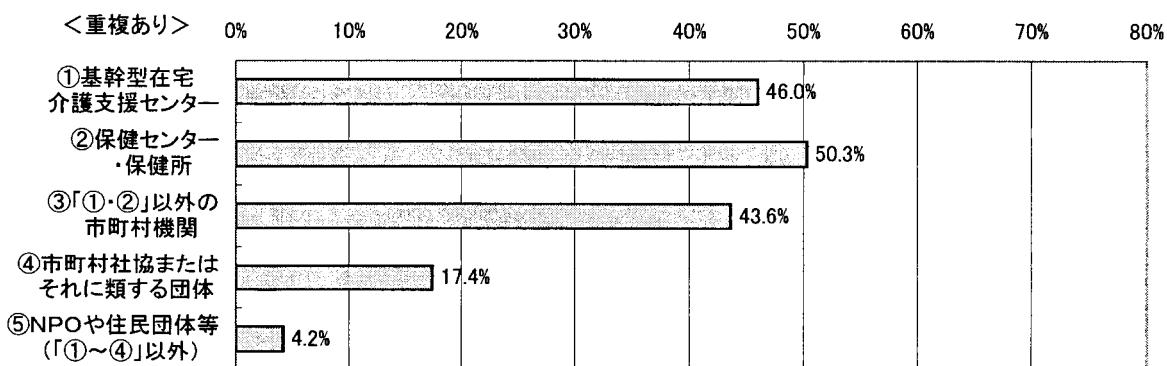
問2-3「各種相談窓口職員への認知症研修の実施」
 (市区町村における実施率 41.9%)



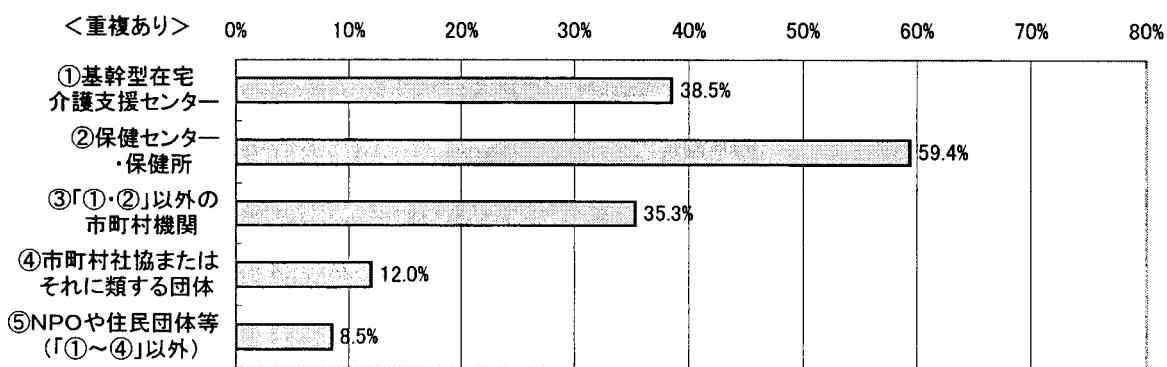
問2-4「軽度認知症発見マニュアルの作成、配布」
 (市区町村における実施率 8.6%)



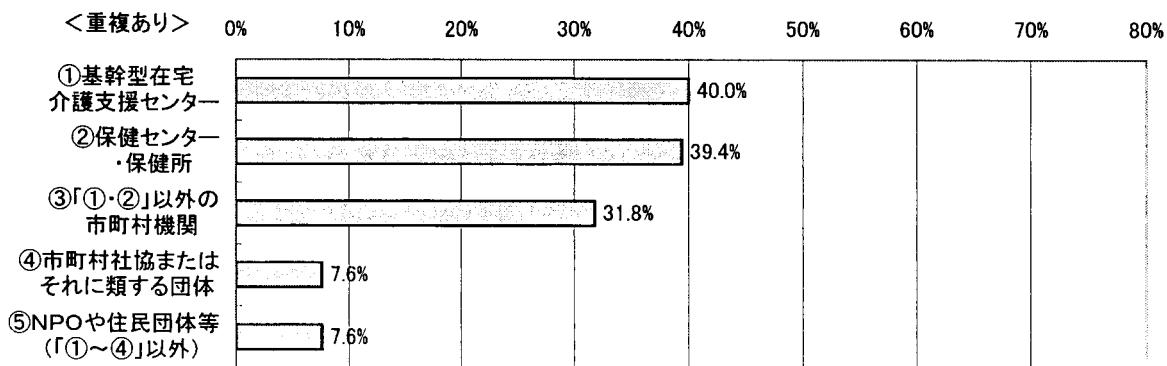
問3-1「主治医・医療機関との連携、認知症専門医療機関との連絡体制づくり」
 (市区町村における実施率 31.9%)



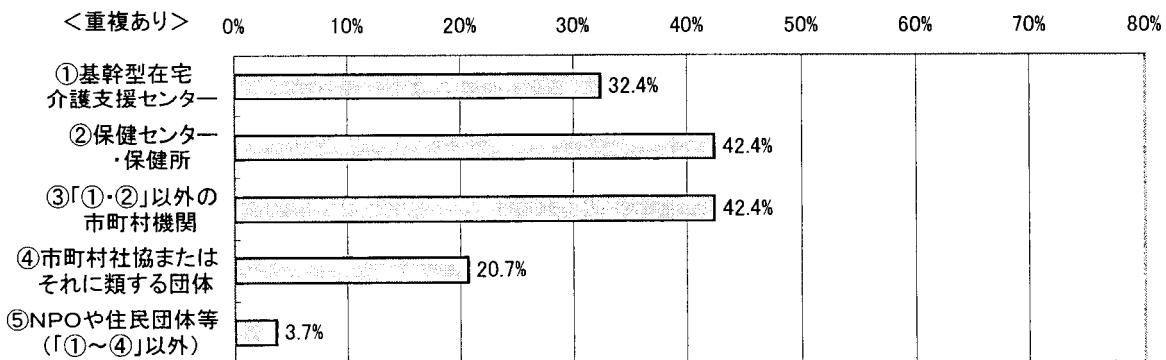
問3-2「主治医の認知症への対応への協力に向けた取り組み」
 (市区町村における実施率 10.2%)



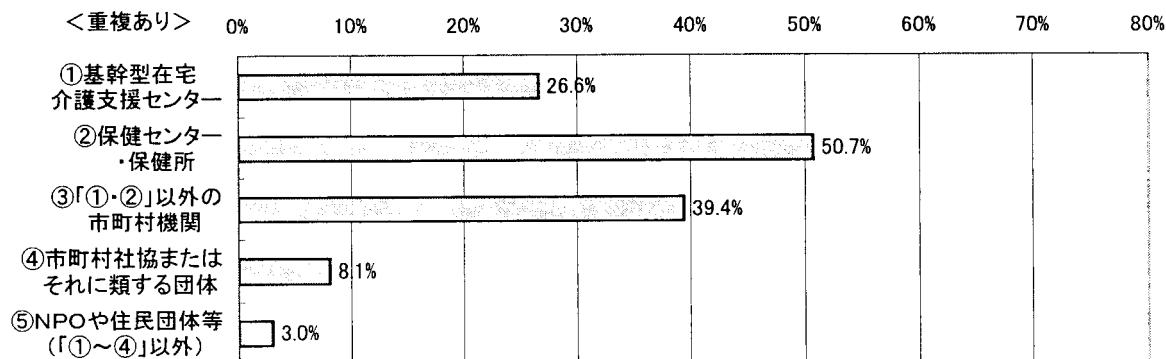
問3-3「もの忘れ外来のリストづくり」
 (市区町村における実施率 6.2%)



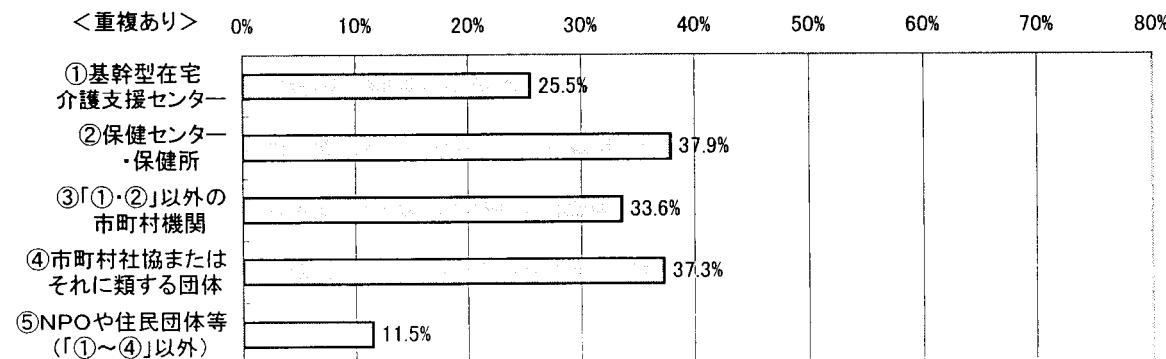
問3-4「認知症予防教室や引きこもり対応プログラムの実施」
(市区町村における実施率 39.6%)



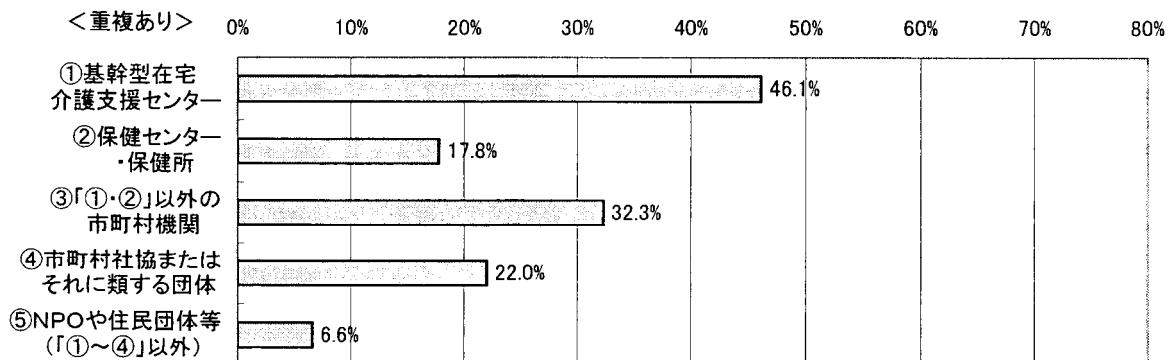
問3-5「問3-4のプログラムの効果測定や評価」
(市区町村における実施率 17.8%)



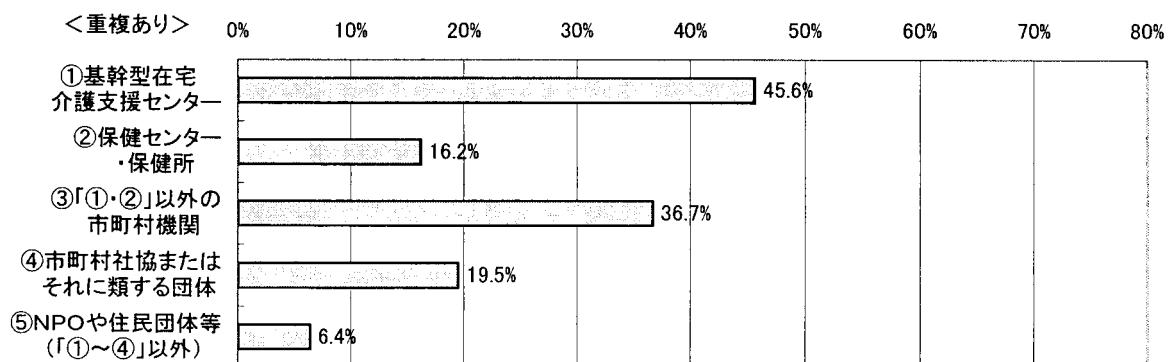
問3-6「住民参加型の中活動プログラムの創設支援」
(市区町村における実施率 11.9%)



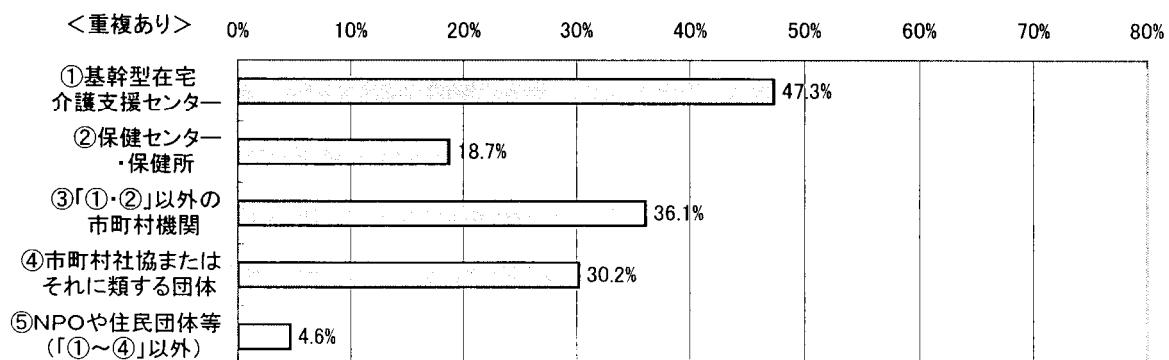
問4-1「サービス事業所従事者に対する認知症ケア研修」
(市区町村における実施率 23.0%)



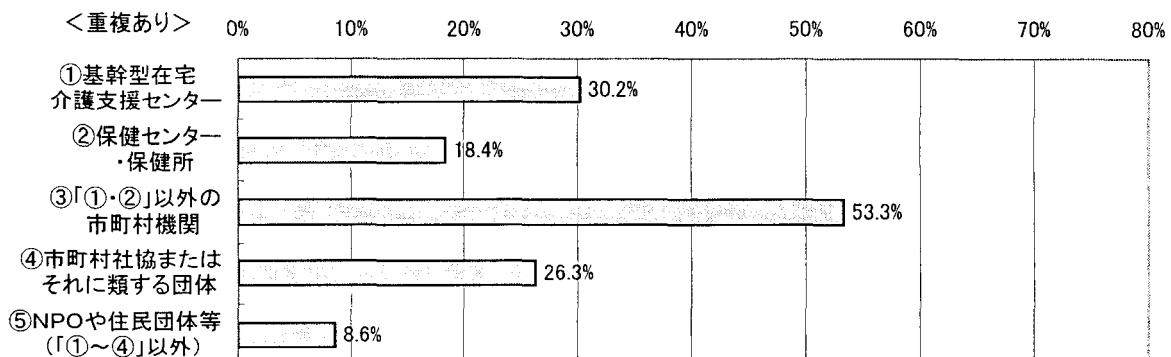
問4-2「介護支援専門員に対する認知症ケアマネジメント研修」
(市区町村における実施率 19.9%)



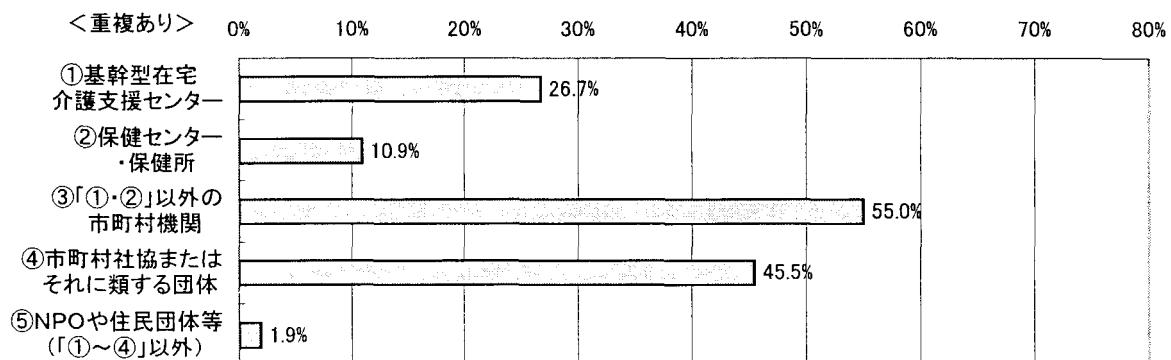
問4-3「家族に対する個別の在宅介護アドバイス等の開発」
(市区町村における実施率 14.1%)



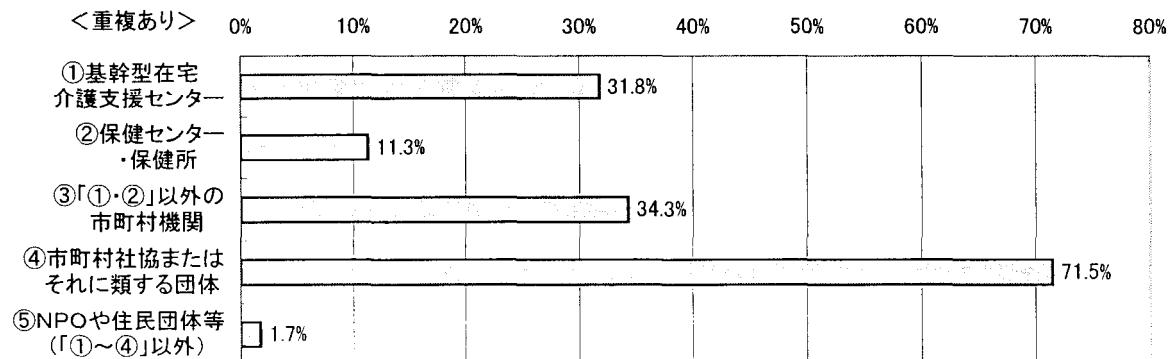
問4-4「宅老所等地域密着・多機能型サービス拠点への支援」
(市区町村における実施率 9.2%)



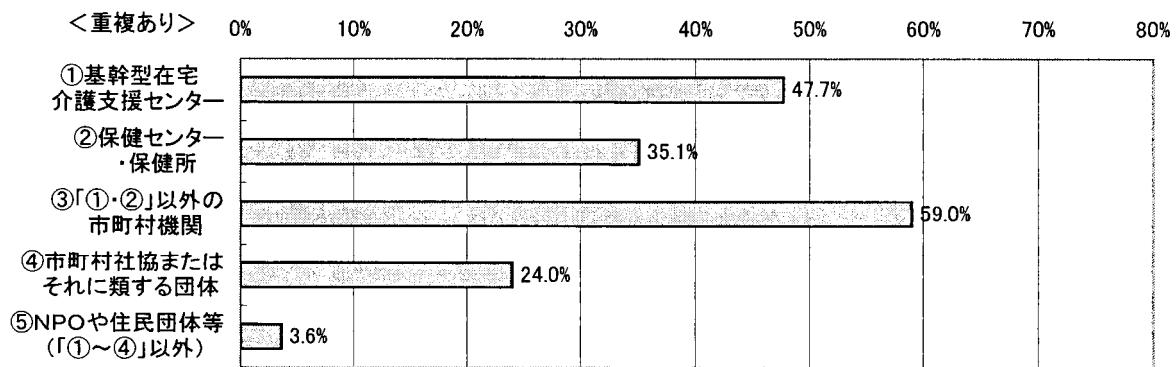
問5-1「成年後見申し立て、その他成年後見に対する支援」
(市区町村における実施率 47.9%)



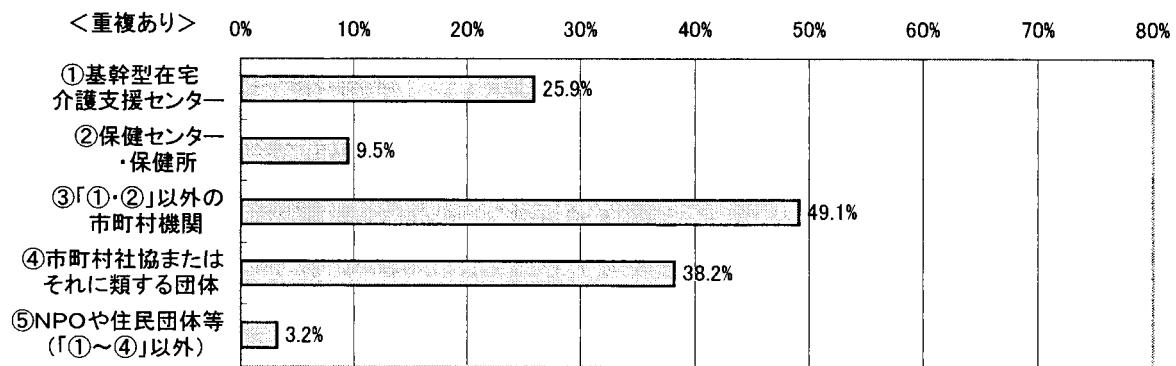
問5-2「地域福祉権利擁護事業との連絡調整」
(市区町村における実施率 62.4%)



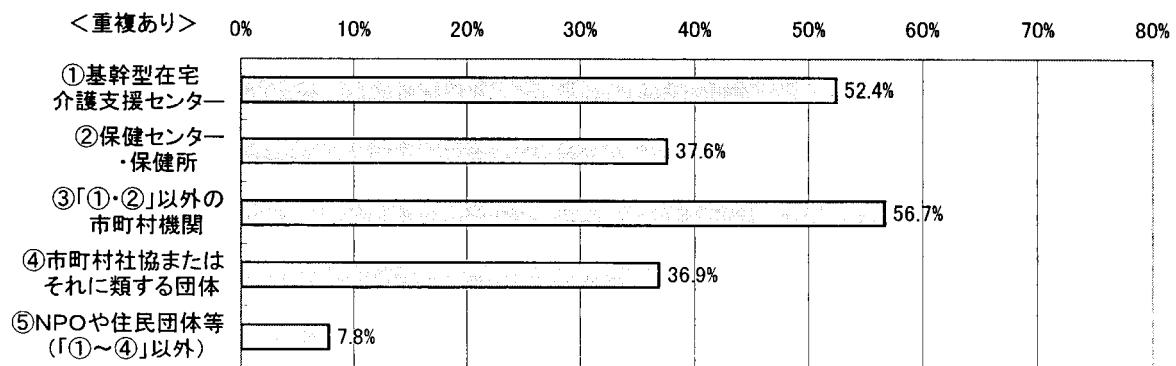
問5-3「虐待防止ネットワークの構築・虐待への介入」
(市区町村における実施率 25.9%)



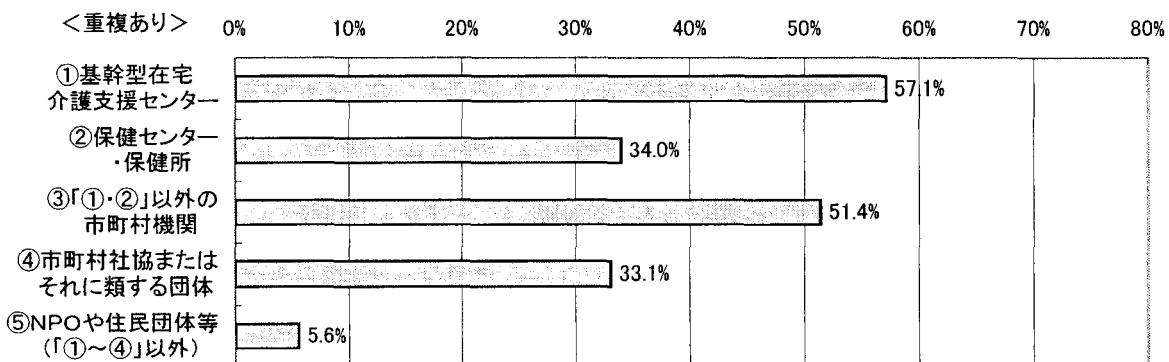
問5-4「消費生活センターや弁護士会等との連携体制づくり」
(市区町村における実施率 15.6%)



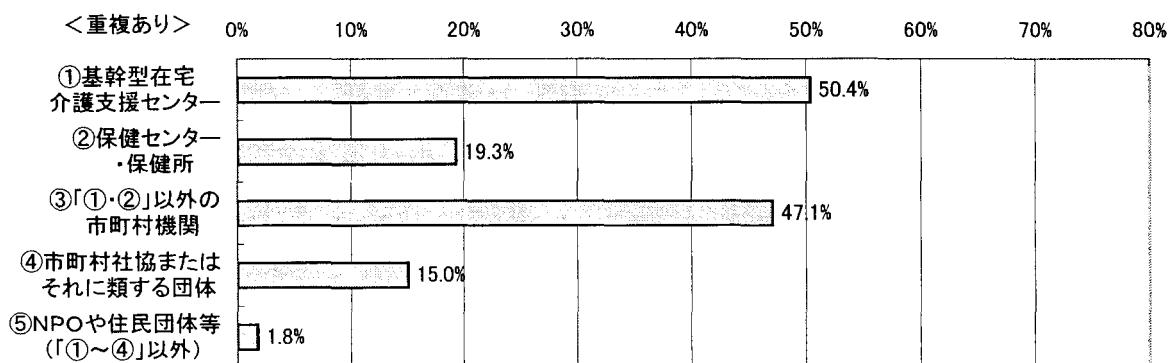
問6-1「地域の福祉等の関係者や事業所等による連携体制づくり」
(市区町村における実施率 62.0%)



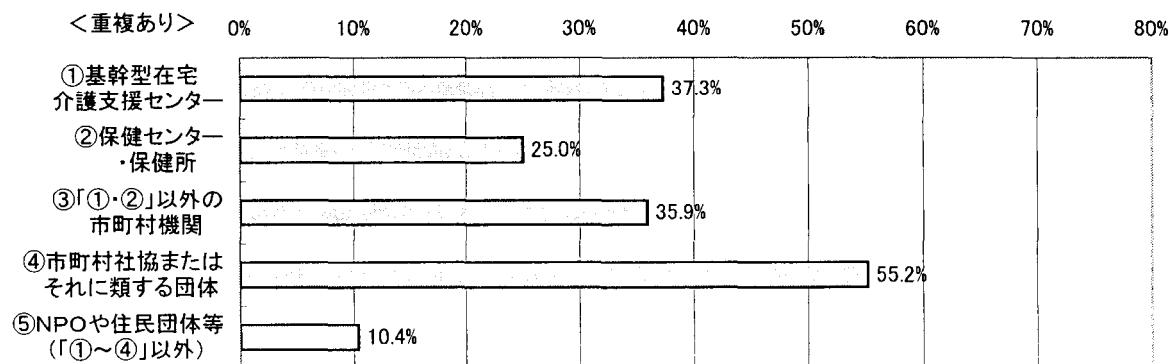
問6-2「問6-1の連携体制を活用した事例検討会等の開催」
 (市区町村における実施率 55.9%)



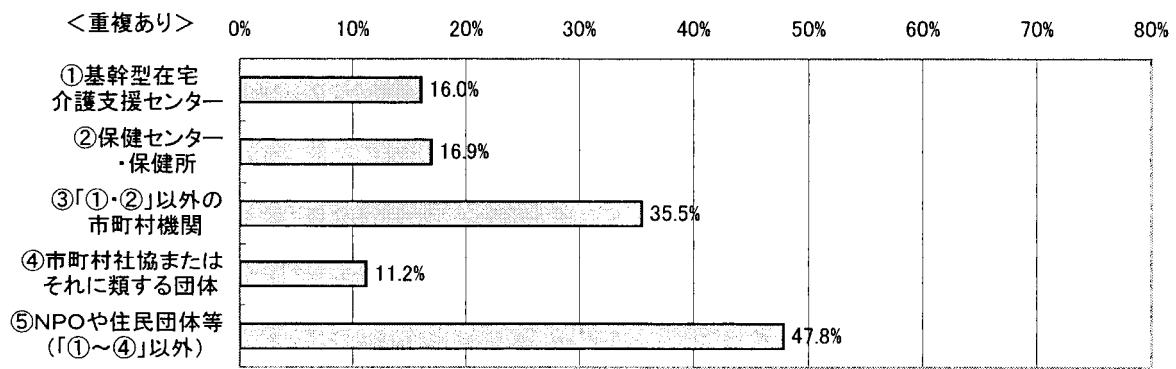
問6-3「地域型在宅介護支援センターにおける、問6-1、2の取り組みの指導・助言」
 (市区町村における実施率 39.7%)



問6-4「住民活動を主にした社会資源の掘り起こし、社会資源づくり」
 (市区町村における実施率 24.5%)



問6-5「徘徊高齢者SOSネットワークの構築」
(市区町村における実施率 20.3%)



参 考

事務連絡
平成16年8月3日

各 都道府県
指定都市 痴呆性高齢者支援対策担当者様

厚生労働省老健局計画課
痴呆対策推進室痴呆対策係

痴呆ケアの地域展開の実施状況について（依頼）

痴呆性高齢者支援対策事業の推進にあたりましては、日頃より格別のご配慮をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、この度別添のとおり、今日の各市町村における痴呆ケアの取り組みの推進を図るため、現在の実施状況や今後の予定等を把握することといたしました。

痴呆ケアの取り組みは、今後、高齢者保健福祉行政を進めていく上で重要な課題ですが、痴呆に関する知識のほか、地域の医療機関との連携や、住民や住民団体を巻きこんだ取り組み、あるいは権利擁護、虐待の問題など幅が広く、熱意や意欲のある人材を長期に渡って投入し、福祉のみならず町づくり、地域づくりの視点で進めていく必要があります。

こうした取り組みは法令の規定どおりに事務を執行するといった通常の役所の業務の仕方とは手法が異なる面があり、住民や関係者と協働して行う新しいタイプの行政として受け止めて進めなければ効果を上げることが難しいと考えます。

いわゆるこうした「痴呆ケア」の地域での展開をどのように支援していくかは、当室においても大きなテーマとしてとらえていく予定です。

今回の状況把握もこのような支援の基礎資料と考えており、毎年度行ってまいりたいと考えます。把握した情報はデータとして公表するほか、優れた取り組みを行われている事例については名称を含めて公表することが有り得ます。

ご多忙中恐縮ですが、9月17日（金）までに管内各市町村のシートをとりまとめの上（指定都市は貴市分のみ）、当室まで提出願います。

また、様式中のチェック項目についてもより良いものにしていく必要があると考えています。来年度以降の調査の際に反映できるものはしたいと考えますので、項目の追加や修正、削除等のご意見がございましたら、合わせてお寄せいただければありがたく存じます。

厚生労働省老健局計画課
痴呆対策推進室痴呆対策係 金久保、松本
TEL 03-5253-1111(内線3869)
03-3595-2168(直通)
FAX 03-3595-3670

調査票①

痴呆性高齢者に関する地域ケアの取り組み状況

下記の記入要領及び別紙記入例に従い記入してください。

都道府県名					
市町村名					
市町村コード					

項 目	回答欄						
	取り組んでいる	取り組んでいる場合の実施主体(複数回答)					取り組んでいない
①		②	③	④	⑤		
啓発活動 痴呆の正しい知識の普及							
1. 相談窓口がどこにあるかについての周知							
2. 住民向けの痴呆講演会やシンポジウムの開催							
3. 住民向けの勉強会や座談会の開催							
4. 痴呆に関するパンフレットの作成、配布							
5. 介護老人を抱える家族の会への支援・協力							
早期発見 痴呆相談窓口の充実							
1. 痴呆相談窓口の設置							
2. 地域型在宅介護支援センター等に対する痴呆相談窓口の設置に関する指導・助言							
3. 各種相談窓口職員への痴呆研修(介護支援専門員、保健師、在宅介護支援センター職員等)の実施							
4. 軽度痴呆発見マニュアルの作成、配布							
早期対応 診断と予防プログラムの展開							
1. 主治医・医療機関との連携、痴呆専門医療機関との連絡体制づくり							
2. 医師会との連携による、主治医の痴呆への対応への協力に向けた取り組み							
3. もの忘れ外来のリストづくり							
4. 痴呆予防教室、その他療法的なプログラムや引きこもり対応プログラムの実施							
5. 4. のプログラムの効果測定や評価							
6. 住民参加型の日中活動プログラムの創設支援							
痴呆ケア サービスの質の向上と家族支援							
1. サービス事業所従事者に対する痴呆ケア研修							
2. 介護支援専門員に対する痴呆ケアマネジメント研修							
3. ショートステイや訪問看護サービス等を活用した、家族に対する個別の在宅介護アドバイス・プログラムの開発、協力(提供は事業者)							
4. 宅老所等地域密着・多機能型サービス拠点への支援							

今後予定がある場合に実施年度を記入

→ 平成 年
→ 平成 年
→ 平成 年
→ 平成 年
→ 平成 年

→ 平成 年
→ 平成 年
→ 平成 年
→ 平成 年

→ 平成 年
→ 平成 年
→ 平成 年
→ 平成 年
→ 平成 年
→ 平成 年

→ 平成 年
→ 平成 年
→ 平成 年
→ 平成 年

都道府県名	
市町村名	
市町村コード	

項目	回答欄						今後予定がある場合に実施年度を記入
	取り組んでいる	取り組んでいる場合の実施主体(複数回答)					
①		②	③	④	⑤		
権利擁護 危機介入と未然防止							
1. 成年後見申し立て、その他成年後見に対する支援							→ 平成 年
2. 地域福祉権利擁護事業との連絡調整							→ 平成 年
3. 虐待防止ネットワークの構築・虐待への介入							→ 平成 年
4. 消費生活センターや弁護士会等との連携体制づくり							→ 平成 年
地域づくり							
1. 地域の保健・医療・福祉の関係者や事業所、住民活動団体等による連携体制づくり							→ 平成 年
2. 上記連携体制を活用した事例検討会等の開催							→ 平成 年
3. 地域型在宅介護支援センターにおける、上記1. 2. の取り組みの指導・助言							→ 平成 年
4. 住民活動を主にした社会資源の掘り起こし、社会資源づくり							→ 平成 年
5. 徘徊高齢者SOSネットワークの構築							→ 平成 年
その他	(○の場合 調査票②へ)						
上記の他に独自の痴呆対策関連の取組があれば記載してください。							

記入要領

- 「市町村コード」欄は、全国地方公共団体コード(5桁)を記入してください。
- 「回答欄」には該当する部分に○を記入してください。
- 「取り組んでいる」に○をつけた場合は、実施主体について下記の区分に応じて、該当欄に○を記入してください(複数回答あり)。
 - ①基幹型在宅介護支援センター ②保健センター・保健所 ③「①・②」以外の市町村機関 ④市町村社協またはそれに類する団体(基幹型在介センターの受託を受けている場合を除く) ⑤NPOや住民団体等('①～④'以外)
 実施主体が複数ある場合、自治体内で中心となって活動しているところには○を記入してください。
- 「取り組んでいない」に○をつけた場合で今後実施の予定がある場合は、予定年度を右欄に記入してください。

調査票②

徘徊高齢者SOSネットワークシステムについて

市町村コード						
対象エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・対象地域が市町村一円の場合は「全市(町村)」と記入してください。市町村内のおよその一部の場合は具体的な地区名とそのおおよその人口を記入してください。 ・複数の市町村と連携している場合は、連携している市町村名をすべて記入してください。 					
構成団体	<ul style="list-style-type: none"> ・社協、郵便局、警察署、コンビニ等、ネットワークに入っている団体を記入してください。 					
しくみ	概念図、仕組図などがありましたら、添付してください。					
事務局体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局の主体[](例:町福祉課〇〇係、町社協〇〇課等) ・事務局人員数[専任 人、兼任 人] 					
予算	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度予算額[千円] ・国庫補助の活用[あり · なし](いずれかに○) 					
入課してやく望みたいあれば記						